

令和5(2023)年度「ネットパトロール事業」に係る業務委託仕様書

この仕様書は、栃木県（以下「甲」という）が発注する令和5(2023)年度「ネットパトロール事業」に係る業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託事業名 「ネットパトロール事業」業務委託

2 目的

ネットいじめや事件・犯罪被害等から児童生徒を守り、県立学校（県立高等学校附属中学校、県立高等学校、県立特別支援学校）における有害サイトを早期発見・早期対応するために、栃木県は、有害サイトの検索・監視・削除依頼代行業務等を専門業者に委託する。

3 委託の範囲

この仕様書に記載する要件を満たす業務を行うものとし、インターネット上の有害サイトの検索・監視・削除等に係る業務の一切を委託するものとする。

4 委託期間

令和5(2023)年7月10日から令和6(2024)年3月31日まで

5 事業実施場所

乙の事業所等

6 委託料

- (1) 提案上限額 2,585,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (2) 支払方法 業務完了後の精算払とする。

7 業務内容

(1) 有害サイトの検索・監視・削除依頼代行業務

- 対象とする学校数は県立学校87校とする。
- 掲示板やプロフ、ゲームサイト等を検索・監視し、学校毎に実態把握の難しい県立附属中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校の利用実態を可視化するとともに、個人情報の掲載などの問題投稿の削除依頼も行う。
- 投稿を目視し、個々のリスクレベルを判断し、県教育委員会に報告する。
- 巡回頻度は3ヶ月に1回を最低回数とするが、乙の提案により可能な限り巡回の回数を増加する。
- 8月1日から9月30日まで、及び12月15日から1月15日までの期間においては、通常の巡回とは別に、検索、監視を強化し、リスクレベルが高いと判断した投稿を発見した際には、県教育委員会に報告する。

(2) 児童生徒、保護者、教師向け情報提供窓口の開設

削除依頼・個人情報を含む掲示板・プロフを発見した際に情報提供できる相談窓口ホームページを紹介する。

8 その他

- (1) この仕様書に定めていない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項について、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (2) 委託業務により新たに生じた著作権については、すべて栃木県教育委員会に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に不明の点がある場合、または、明記のない事項については、速やかに栃木県教育委員会事務局学校安全課まで連絡し、その指示を受けること。